

医道審議会医師分科会医師国家試験等改善検討部会（要綱）

1. 設置の趣旨

令和2年の医師国家試験改善検討部会の報告書において、医師国家試験の出題基準については、医学生が診療参加型臨床実習に集中して取り組めるよう、可能な限り臨床実習における経験を評価する内容に絞るよう見直すべき。具体的には、特に各論について出題する疾患を厳選すること、出題する疾患はどの程度の知識を求めるかを示すこと、臨床実習前に修得可能な単純な知識を問う領域を除外すること等を検討し、全体として出題範囲を絞るべきとの提言がなされた。

更に、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）により、医師法（昭和23年法律第201号）の一部が改正され、医師法第17条の2第1項において、大学において医学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。）をすることができることとされた。

以上より、シームレスな医師養成の観点から、今後の医師国家試験に係る制度改善の検討に当たっては、医学生共用試験等の医師養成過程も踏まえた横断的な検討が求められている。

このため、医道審議会医師分科会に、医師国家試験及び医学生共用試験に関し必要な事項等について横断的に審議いただく医師国家試験等改善検討部会を設置する。

2. 審議事項

- ・医師国家試験及び医学生共用試験に関する以下の事項

- (1) 医師国家試験の見直しに関する事項

- ①試験の内容及び方法について

- ②医師国家試験出題基準について

- (2) 医師国家試験受験資格認定に関する事項

(3) 医学生共用試験について医師国家試験等医師養成過程を踏まえて検討が必要な事項

(4) その他必要な事項

3. 部会委員及び運営

- (1) 部会の委員は別紙の通り。
- (2) 部会は、原則公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合、及び率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがある場合は、部会長は会議を非公開とすることができる。